

「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」の開催について

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に定める「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 講習対象者

次のすべての要件を満たす者を対象とします。

電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者であって、現に整備主任者として選任されている者（一級大型、一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）、又は下記に掲げる自動車整備士技能検定に合格した者

- ・ 一級二輪自動車整備士、二級整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士

2. 開催日時及び場所

開催日	場所	開催時間	定員
令和3年10月8日(金)	島根運輸支局 2階会議室 松江市馬潟町4-3-3	各日とも 第1回 10:00～ 第2回 13:30～	各回 とも 15名
令和3年11月16日(火)			
令和3年12月14日(火)			
令和4年1月18日(火)			
令和4年2月15日(火)			
令和4年3月15日(火)			

受付は、各会場開催時間の30分前より行います。

講習時間は、学科1時間程度、試問30分です。

3. 講習内容

- (1) 学科（自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令等に関すること。）
- (2) 試問（筆記試験：試問までに学科講習及び実習講習を受講された方のみ対象となります。）

4. 受講申請受付期間

受付期間：希望される開催日であって閉庁日を除く2日前まで

（但し、定員になり次第、締め切らせていただきます。）

5. 受講申請方法等

受付窓口：中国運輸局島根運輸支局 検査・整備部門

【申請必要書類】

- ①受講申請書及び受講票（いずれも写真の貼付が必要です。）
- ②実習受講証の写し
- ③自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面
（自動車整備士合格証書又は自動車整備士手帳等の写し）

②、③は、（一社）島根県自動車整備振興会で確認済みのものについては添付省略できます。
なお、受講申請書及び受講票は、中国運輸局のホームページ等から入手できます。

※中国運輸局HP (http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00399.html)

6. 当日持参するもの

- ・筆記用具（試問を受ける方は必ず鉛筆（シャープペンシル）及び消しゴムを持参ください）
- ・電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習テキスト（タブレット等にダウンロードされたものも可能です。）

なお、講習テキストは中国運輸局のホームページ等から入手できます。

※中国運輸局HP (http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00399.html)

7. その他

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は感染拡大防止のため、必ず受講の際はマスクの着用、会場入場時には非接触式電子温度計での検温を受け、手指洗い・消毒の上で入場いただくようになりますのでご協力をお願いします。当日体調の悪い方、マスクを着用されない方は受講を控えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況によっては、開催日程の変更、または中止の可能性ありますので、ご了承願います。

<問い合わせ先>

〒690-0024

松江市馬潟町 43-3

中国運輸局島根運輸支局 整備担当

TEL 0852-37-2138